

標 題：

海洋汚染防止条約及びその議定書
(MARPOL73/78), 附属書 I
に関するアメリカ合衆国コースト
ガードの取り扱いに関する件

NK テクニカル インフォメーション

No. 11

昭和58年11月21日

関係船主・造船所各位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、MARPOL73/78, 附属書 I (以下条約と略します) は、本年10月2日に発効致しましたが、本条約に関し、アメリカ合衆国コーストガードは、アメリカ籍以外の船籍を有する船舶が同国領海内に入る場合、あるいは同国の管轄下にあるオフショアターミナルに寄港する場合、条約の規定に適合していることを確認すると表明しております。このためコーストガードは次のことを義務付けています。

1. 条約締約国の船籍を有する船舶：
条約上の新船： IOPP証書を所持していること。
" 現存船： 1984年10月2日までに IOPP 証書を所持すること。
2. 条約非締約国の船籍を有する船舶：
条約上の新船： IOPP 証書の内容を全て含んだ船籍国政府あるいは IACS のメンバーである船級協会の発行した IOPP 証書と同等の証書を所持していること。
条約上の現存船： 1984年10月2日までに前記の IOPP 証書と同等の証書を所持すること。

もし、上記に違反した場合、コーストガードは「警告状を発行する、罰金を課す、本船の作業を禁止する、あるいは不適合箇所が正されるまで本船を拘留する」等の処置をとることとします。

一方、アメリカ合衆国以外の国においても同様に、自国の港へ寄港する船舶に対して IOPP 証書あるいはそれと同等の証書を所持することを義務付ける可能性もあります。

従いまして、貴社船舶で条約上の新船に該当する船舶については船籍国が条約の締約国であるとないとにかかわらず、出来るだけ早く IOPP 証書あるいはそれと同等の証書を、又、現存船にあつては 1984 年 10 月 2 日までに前記証書を所持することをお勧めします。特にアメリカ合衆国の港へ寄港する船舶については前記コーストガードの要件に御注意下さい。

敬 具